

# 北区立施設一体型小中一貫校 設置基本方針

平成29年2月

北区教育委員会



# 目 次

第 1 部	北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針	1
第 2 部	基本方針の考え方	5
1	施設一体型小中一貫校設置の経緯	
(1)	北区における小中一貫教育の経過	5
(2)	北区における小中一貫教育の検証	6
(3)	北区における小中一貫校設置の検討	6
(4)	北区における小中一貫校配置の検討	7
2	施設一体型小中一貫校の構想	
(1)	位置付け	9
(2)	設置意義	9
(3)	指定校制度および通学区域	9
(4)	学校ファミリー構想との関係	10
(5)	教育内容	10
(6)	学校経営	11
(7)	学校施設	12
3	施設一体型小中一貫校の設置に向けて	
(1)	設置協議	13
(2)	設置推進	13
(3)	土地活用構想	14
(4)	設置にあたっての課題	15
(5)	開校に向けた事業スケジュール	15
4	今後の小中一貫教育の展望	16

# 第1部 北区立施設一体型小中一貫校設置基本方針

北区における小中一貫教育のさらなる充実を図るため、施設一体型小中一貫校を設置します。本方針は、設置について基本となる考え方を明確化するもので、各事項の詳細については今後検討することとします。

## 1 設置方法及び学校としての位置付け

施設一体型小中一貫校は、神谷中学校サブファミリーを構成する稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校を、学校教育法第一条に定める一つの義務教育学校として設置します。

## 2 設置の目的

施設一体型小中一貫校は、児童・生徒が、義務教育9年間を一貫した教育目標と教育環境のもとで学ぶことのできる学校教育を実施します。

児童・生徒一人ひとりの発達段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を行うとともに、施設一体型としての利点を活かし、学校教育における新たな取り組みに積極的にチャレンジすることで、教育内容のより一層の充実を図り、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

そして、新たな取り組み等の成果を他の区立小・中学校に発信するとともに、他のサブファミリーにおいても実施可能な取り組み方法等を検討し、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図り、北区の子どもたちの健やかな成長を実現するために設置するものです。

## 3 設置場所

施設一体型小中一貫校の学校施設は、現在の神谷中学校、神谷小学校、神谷公園、神谷体育館が所在する土地に新築することとします。また、現神谷中学校敷地北側部分に神谷公園を移設します。

#### 4 指定校制度及び通学区域

施設一体型小中一貫校については、現行の指定校制度及び通学区域制度を適用します。対象となる稲田小学校、神谷小学校、神谷中学校の通学区域を基本としますが、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じて通学区域の見直しを検討します。

#### 5 学校ファミリー構想との関係

施設一体型小中一貫校は、学校ファミリー構想のもと、これまで同様に12のサブファミリーの一つに位置付けます。

これまで北区が推進してきた「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」のさらなる充実に向けて、その推進役的な役割を担う学校とします。

#### 6 教育内容

##### (1) 小中一貫教育の推進

北区小中一貫教育基本方針、北区小中一貫教育実施方針策定基準、北区小中一貫教育カリキュラム、北区保幼小接続期カリキュラム等を踏まえ、9年間にわたる一貫した教育目標のもと、就学前教育との連続性にも配慮し、児童・生徒の発達の段階に応じた切れ目のない学習指導、生活指導を推進します。

##### (2) 学年段階の区切りについて

施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては6-3制を基本とし、4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れることとします。

##### (3) 教科担任制について

小学校高学年（5年生・6年生）を対象に、教科担任制の導入を図ります。

##### (4) 部活動について

小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ります。

##### (5) 学校行事の実施について

学校行事については、各行事の内容やねらいに応じて、9学年合同での実施や対象学年を区分しての実施など、柔軟な対応を図ります。

## 7 学校経営

### (1) 教職員体制について

教職員については、国・都の基準に基づき配置し、校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名と複数の副校長を配置します。

また、全ての教員が必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備します。

### (2) P T A 活動について

保護者等の意見を十分に踏まえた上で、9学年が一つとなったPTA活動について、支援方法も含め検討します。

### (3) 地域との連携について

地域と一体となった学校経営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

## 8 学校施設

施設一体型小中一貫校の学校施設については、「北区立小・中学校整備方針」を踏まえ、下記事項に配慮し、整備するものとします。

### (1) 施設環境について

9年間の一貫した教育活動・学校経営に適した施設環境を確保します。また、学校と地域が連携し、子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。

### (2) 施設配置について

児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことに配慮し、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備の工夫を行います。

### (3) 安全性について

日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができるよう、安全に配慮した校舎、教室、運動場等の配置を行います。

### (4) 防災について

地域の防災拠点として、「災害に強い学校施設」を整備します。

## 9 設置に向けての進め方

保護者や地域関係者が参加する検討組織により具体的な検討を行うとともに、学校施設の建設を計画的に進めます。

### (1) 区民が参画する検討組織の設置

開校に至るまでの間、学校、保護者、地域関係者及び区（教育委員会を含む）関係者で構成する検討組織を設置し、開校に向けた課題について協議します。

### (2) 開校までのスケジュール

上記の検討組織における意見等を踏まえ、施設一体型小中一貫校の全体構想を策定します。これを踏まえ、学校施設の新築基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計、解体工事・建設工事等を進めます。

併せて、開校に向けて小中一貫校の教育内容や学校経営の詳細について検討を行っていきます。

## 10 施設一体型小中一貫校設置後の展開

施設一体型小中一貫校の取組については、その成果を検証し、他のサブファミリーの小中一貫教育に活用することにより、北区全体の小中一貫教育の充実・強化を図ります。そのための仕組みづくりについても検討を行います。

## 第2部 基本方針の考え方

### 1 施設一体型小中一貫校設置の経緯

北区では、平成 15 年度に「北区学校ファミリー構想」を策定し、他区に先駆けて小中連携教育を推進し、平成 24 年度から全ての小中学校で小中一貫教育を実施してきました。

平成 25 年度～平成 26 年度には、「北区小中一貫教育検証委員会」を設置し、これまでの小中一貫教育の取り組みを検証するとともに、平成 27 年度には、「北区小中一貫校設置検討委員会」を設置、平成 28 年度には、「北区小中一貫校配置検討委員会」を設置し、施設一体型小中一貫校の設置についての検討を行いました。

#### (1) 北区における小中一貫教育の経過

北区における小中一貫教育は、北区学校ファミリー構想（平成 15 年 7 月策定）の取り組みを踏まえ、小学校と中学校の校舎が離れていることを前提とし、一つの中学校と複数の小学校を一つの単位とするサブファミリーを基本に、「学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育」を推進してきました。

##### 第 1 段階（平成 19～20 年度）

小中一貫教育に関する基本的考え方についての検討組織を設置し、平成 20 年 11 月に「北区小中一貫教育基本方針」を策定。

##### 第 2 段階（平成 20～23 年度）

4 つのサブファミリーでモデル事業を推進し、その成果を踏まえ、平成 24 年 2 月に「北区小中一貫教育実施方策策定基準」を策定。

##### 第 3 段階（平成 24 年度～）

平成 24 年 4 月から小中一貫教育を全校で実施。

平成 25 年 7 月に「北区小中一貫教育カリキュラム」を作成。



## （２）北区における小中一貫教育の検証

北区における小中一貫教育のこれまでの取り組みについての検証を行うため、平成 26 年 2 月に北区小中一貫教育検証委員会を設置しました。

同年 10 月「北区小中一貫教育検証委員会報告書」を作成し、今後の北区の小中一貫教育における 3 つの視点とその具体的な推進方法を整理しました。

- 視点 1 就学前教育から中学卒業後の子どもたちを見据えた小中一貫教育を、保護者や地域住民と一体となって推進する
- 視点 2 小中一貫教育の推進に向けて、教職員等が十分に能力を発揮できる環境を整える
- 視点 3 小中一貫教育を牽引していくための小中一貫校を設置する

## （３）北区における小中一貫校設置の検討

北区における小中一貫教育の充実と発展を目指し、北区の小中一貫教育を牽引していくための推進役としての施設一体型小中一貫校の設置について検討を行うため、平成 27 年 4 月に北区小中一貫校設置検討委員会を設置しました。

同年 10 月「北区小中一貫校設置検討委員会報告書」を作成し、施設一体型小中一貫校の設置にあたって、5 つの観点から基本的な考え方を整理しました。

- I. 施設一体型小中一貫校の位置付けについて
  - ①施設一体型小中一貫校に期待すること ②学校規模
- II. 施設一体型小中一貫校の教育について
  - ①学年段階の区切り ②教科担任制 ③部活動 ④学校行事
- III. 施設一体型小中一貫校の運営について
  - ①教職員体制 ② P T A 活動 ③地域との連携
- IV. 施設一体型小中一貫校の施設について
  - ①施設環境 ②敷地面積 ③施設配置 ④他施設との複合化
- V. 施設一体型小中一貫校の設置に向けて
  - ①義務教育学校との関係 ②学校改築改修計画との関係 ③準備体制

#### (4) 北区における小中一貫校配置の検討

北区における施設一体型小中一貫校の設置について、対象校の選定等の具体的な検討を行うため、平成 28 年 4 月に北区小中一貫校配置検討委員会を設置しました。

同年 11 月「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」を作成し、「北区立小・中学校改築改修計画」において未だ改築計画の定められていない中学校 3 校（堀船中学校・神谷中学校・飛鳥中学校）を候補校として、サブファミリー内の小学校との関係を考慮に入れたうえで、4 つの項目による比較検討を行い、その内容をまとめました。

##### 比較検討項目 1 地域との関係性

比較検討項目 1 の地域との関係性においては、当該サブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、施設一体型小中一貫校として 1 つにまとまった場合でも、現在 19 ある連合町会・自治会、青少年地区委員会内に必ず 1 校は小学校が残ること

サブファミリー	評価基準	総合評価
①堀船中サブファミリー	答申との整合	課題有り
②神谷中サブファミリー	答申との整合	適
③飛鳥中サブファミリー	答申との整合	適

##### 比較検討項目 2 児童数・生徒数の推移

比較検討項目 2 の児童数・生徒数の推移においては、将来的な児童数・生徒数の増加数が最も多く、今後の小・中学校の施設や設備について、改修・改善等の必要性が高いこと

サブファミリー	評価基準	推計（H33）	総合評価
①堀船中サブファミリー	児童・生徒数	24 名増	課題有り
	学級数	2 学級減	
②神谷中サブファミリー	児童・生徒数	263 名増	適
	学級数	5 学級増	
③飛鳥中サブファミリー	児童・生徒数	103 名増	適
	学級数	1 学級増	

## 比較検討項目3 通学距離

比較検討項目3の通学距離においては、小学生の通学距離の基準である1kmをカバーしており、児童の通学に与える影響が少ないこと

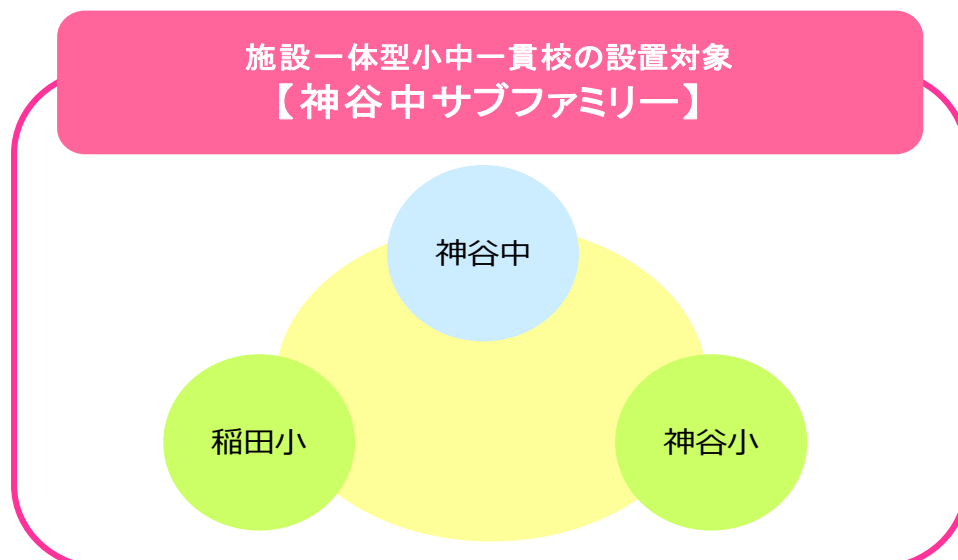
サブファミリー	評価基準	1km以内学区域	総合評価
①堀船中サブファミリー	堀船小学校区	100%	課題有り
	滝野川第五小学校区	57%	
②神谷中サブファミリー	神谷小学校区	100%	適
	稲田小学校区	100%	
③飛鳥中サブファミリー	滝野川小学校区	100%	適
	西ヶ原小学校区	100%	

## 比較検討項目4 校地面積の確保

比較検討項目4の校地面積の確保においては、周辺の公共施設を学校敷地として一体的に活用することが出来れば、施設一体型小中一貫校の設置に望ましい敷地面積が確保できること

サブファミリー	施設名	敷地面積	合計敷地面積	総合評価
①堀船中サブファミリー 堀船中学校：12,260.72㎡	なし	—	12,260.72㎡	課題有り
	神谷体育館敷地 神谷小学校校地	981.95㎡ 7,908.54㎡	15,735.13㎡	
③飛鳥中サブファミリー 飛鳥中学校：9,885.56㎡	なし	—	9,885.56㎡	課題有り

上記の4点を踏まえ、各項目の検討結果を総合的に判断し、神谷中学校サブファミリーにおいて、施設一体型小中一貫校を設置することとします。



## 2 施設一体型小中一貫校の構想

「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」および改正学校教育法の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、施設一体型義務教育学校として設置することとし、設置にあたっての構想をまとめました。

### (1) 位置付け

「北区小中一貫校配置検討委員会報告書」および改正学校教育法（平成 28 年 4 月 1 日施行）の趣旨を踏まえ、北区における施設一体型小中一貫校については、同法第一条に定める義務教育学校として設置します。

また、「北区小中一貫教育基本方針」、「北区小中一貫教育実施方策策定基準」、「北区小中一貫教育カリキュラム」を踏まえた学校教育を実施し、北区がこれまで推進してきた小中一貫教育との調和を図ります。

### (2) 設置意義

施設一体型小中一貫校については、小学校と中学校の義務教育 9 年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等、積極的に新たな取り組みにチャレンジすることで、より一層教育内容を充実させ、「中 1 ギャップ」の解消、子どもの発達の早期化への対応、学力向上等、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることを目指します。

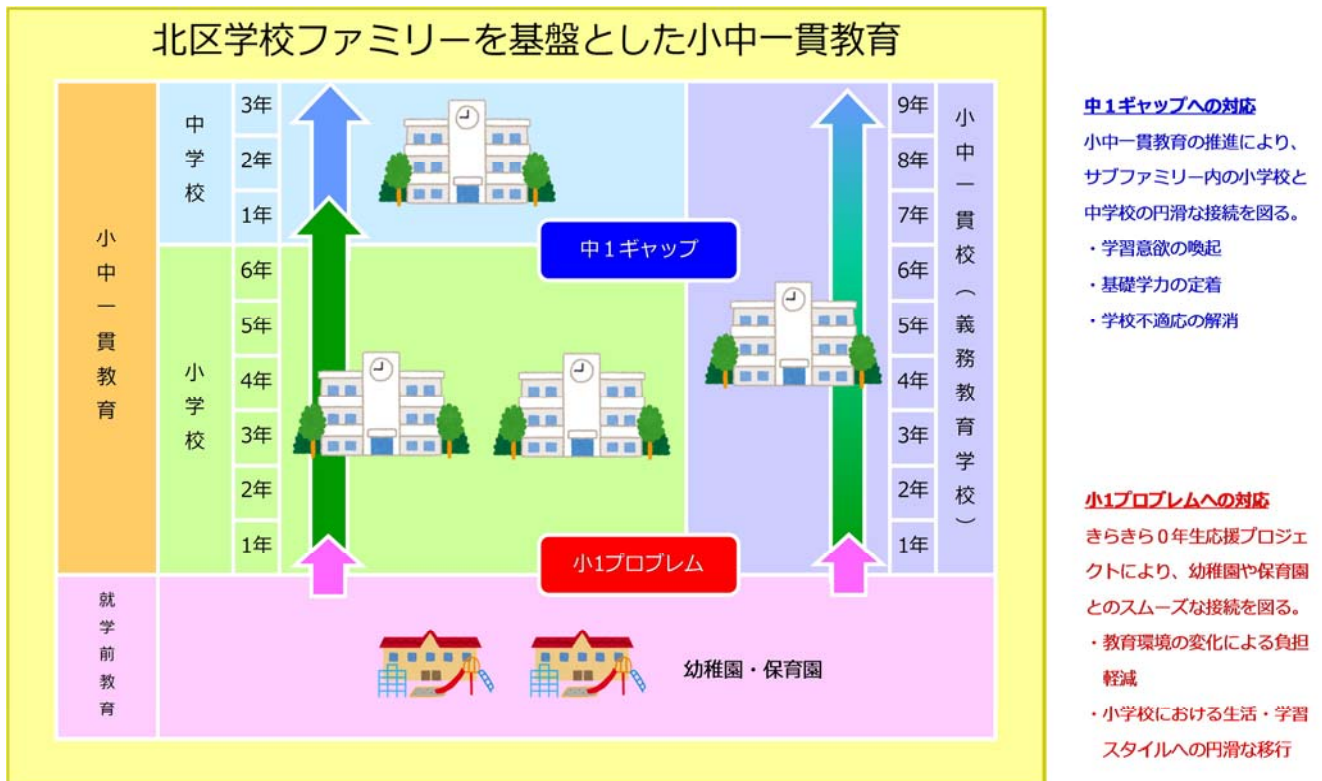
そして、施設一体型小中一貫校における成果について、施設が分離していても可能な実施方法等を検討し、他の区立小・中学校にフィードバックすることで、北区全体の小中一貫教育の更なる充実・発展を図る「小中一貫教育の推進役」となることを目標とします。

### (3) 指定校制度および通学区域

「地域の子どもは地域で育てる」という考え方に基づき、指定校制度及び通学区域制度を堅持するとともに、設置対象となるサブファミリー内の小学校および中学校の通学区域を基本とし、小中一貫校であることを踏まえ、必要に応じてその区域を見直します。

## (4) 学校ファミリー構想との関係

学校ファミリー構想のもと、既存のサブファミリーの枠組みを継承します。設置対象となるサブファミリー内に複数存在する小学校間に教育環境上の格差が生じないように、サブファミリーを構成する小学校と中学校を1つの施設一体型小中一貫校として設置します。



## (5) 教育内容

### ① 学年段階の区切りについて

教育課程の区分や、区内外の他の小・中学校との調和を図るため、施設一体型小中一貫校における学年段階の区切りについては、6-3制とします。

ただし、先行自治体で実施されている4-3-2制、4-5制、5-4制等におけるメリットを可能な範囲で取り入れたうえで、9年間の教育目標の設定や9年間の系統性・連続性を確保した教育課程により教育活動や学校運営を行います。

### ② 教科担任制について

児童の授業理解の向上や教員の負担軽減を目指し、小・中の教員の授業乗り入れ等により、小学校高学年（5年生・6年生）を対象として、国語・算数・理科・

社会・体育・外国語活動（英語）等についての教科担任制の導入を図ります。

### ③部活動について

部活動の活性化や授業以外での児童・生徒の相互交流による健全育成を目指して、小学校高学年（5年生・6年生）について、部活動への参加を図ります。

また、施設一体型小中一貫校については、中学校の教員のみならず、小学校の教員が部活動の顧問になることを検討し、部活動の種類（量）や指導内容（質）の充実を図ります。

### ④学校行事の実施について

学校行事には、儀式的行事、文化的行事、体育的行事があります。施設一体型小中一貫校においては、敷地面積の制限等はあるものの、いずれの行事についても小・中合同での実施を検討します。

ただし、行事の内容やねらいによっては、5年生～7年生の3学年での実施や、1年生～4年生と5年生～9年生に分けた実施等、施設一体型小中一貫校ならではの創意工夫により学校行事を実施します。

### ⑤特別支援教室について

「第三次北区特別支援教育推進計画」を踏まえ、特別支援教室の整備について、検討を行います。

## （6）学校経営

### ①教職員体制について

教職員については、国・都の基準に基づき配置します。校長・副校長の配置については、全体を統括する校長1名、小学校の教育課程（前期課程）を管轄する副校長1名、中学校の教育課程（後期課程）を管轄する副校長1名、小学校の教育課程と中学校の教育課程の円滑な連携・運営を図るためのコーディネーター役となる副校長1名の配置といった複数の副校長の配置を検討します。

また、全ての教員が必要に応じて全児童・生徒の学習指導・生活指導に関わることのできる体制を整備し、1～9年生の相互乗り入れ授業や5・6年生における教科担任制の導入を推進します。

## ② P T A 活動について

P T A は任意団体であることに鑑み、設置校の保護者や地域の意見を十分に踏まえたうえで、施設一体型小中一貫校については、ひとつの学校として教育活動に取り組むことを目的としているため、P T A 活動についても出来る限り小・中が合同で活動することを検討します。併せて、小・中合同での P T A 活動を支援するための環境整備を行います。

## ③地域との連携について

施設一体型小中一貫校については、地域と一体となった学校運営を推進するため、コミュニティ・スクールの指定を受けることを目指します。

また、施設の高機能化・多機能化を進め、区民・地域への開放を推進します。

# (7) 学校施設

## ① 9年間の学びを支える施設環境の整備について

施設一体型小中一貫校については、9年間の一貫した教育活動および学校経営に適した施設環境を整備します。また、9年間を通じて学校と地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちの学びを支える場としての施設環境を確保します。

## ②施設配置について

施設配置については、児童・生徒が9年間同一の施設で学習や生活を行うことになるため、児童・生徒が自らの成長が実感できるような空間構成や教室環境の整備を検討します。

## ③安全性について

安全性については、日常的な児童・生徒の動線を考慮し、緊急時には多人数が迅速に避難することができることなど、安全に配慮した校舎、教室、運動場等の配置を行います。

## ④防災について

地域の防災拠点として、避難所機能の充実や減災を考慮した施設整備による「災害に強い学校施設」を整備します。

### 3 施設一体型小中一貫校の設置に向けて

「北区初」となる施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、設置の対象となるサブファミリー内の小学校・中学校の学校関係者および地域関係者との合意形成を図りながら開校に向けて進んでいく必要があります。

#### (1) 設置協議

施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、小学校と中学校の義務教育9年間についての一貫した教育目標の設定や一貫した学校マネジメント等を行うとともに、これまでのサブファミリーの枠組みを尊重し、学校ファミリー構想との調和を図る必要があります。そのため、設置の対象となる神谷中サブファミリーを構成している稲田小学校・神谷小学校・神谷中学校の3つの学校を1つの小中一貫校として設置します。

設置にあたっては、神谷小学校・稲田小学校・神谷中学校の関係者に向けた説明会等を開催し、丁寧な説明を行うとともに、検討組織（協議会等）を設置し、教職員、PTA、保護者等の学校関係者はもとより、地域住民の意見を十分に踏まえ、「地域に根ざした施設一体型小中一貫校」の設置を目指します。

#### (2) 設置推進

学校は「地域コミュニティの拠点」・「防災の拠点」であり、まちづくり・地域振興等の地域経営の視点も重要であり、施設一体型小中一貫校の設置にあたっては、これらの点の充実を図らなければなりません。このため、全庁的な協力体制・連携体制を築いたうえで、着実に一步一步進めていくことが重要です。

また、施設一体型小中一貫校については、全国的にも設置数は少なく、北区については設置の実績がありません。そのため、今後の具体的な設置を進めるにあたっては、先進事例についての十分な調査・研究を行い、北区の状況および地域の状況に応じた施設一体型小中一貫校の設置を目指していきます。



### (3) 土地活用構想

現在の「神谷中学校」、「神谷小学校」、「神谷公園」、「神谷体育館」、「旧教育未来館」の土地を活用して、下図の位置に施設一体型小中一貫校を設置します。なお、学校施設の建設については、近隣への工事ヤードの確保に努めるとともに、児童・生徒および教職員に移転の負担が掛からない手法を検討します。また、学校施設の配置にあたっては、良好な教育環境の確保とともに、「防災」や「まちづくり」の視点を考慮します。

【施設配置（案）イメージ】



#### （４）設置にあたっての課題

施設一体型小中一貫校の設置については、学校関係者および地域の意見を踏まえ、計画的に推進していく必要があります。今後、前記「検討組織（協議会等）」等で具体的な検討をすべき事項を整理すると以下のとおりとなります。

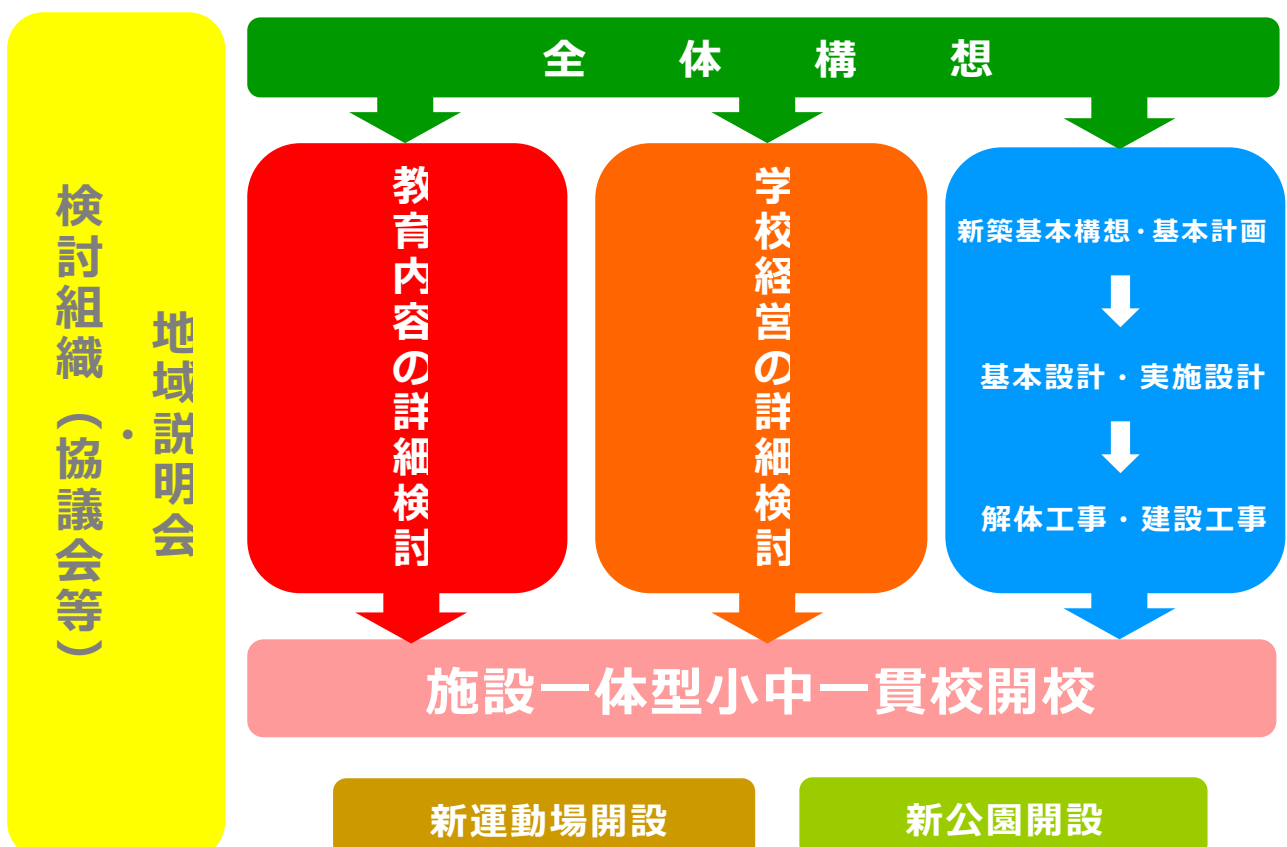
##### 【今後の主な検討課題】

- 施設一体型小中一貫校の通学区域について
- 施設一体型小中一貫校の施設整備について
- 施設一体型小中一貫校と他施設との複合化について
- 施設一体型小中一貫校の教育内容について
- 施設一体型小中一貫校の校名・校歌・校章について
- 施設一体型小中一貫校のコミュニティ・スクール化について 等

#### （５）開校に向けた事業スケジュール

「検討組織（協議会等）」の意見を踏まえ、施設一体型小中一貫校の「全体構想」等を策定していきます。また、事業の進捗に合わせて、適宜、「地域説明会」を開催し、サブファミリー内に広く情報発信をしていきます。

##### 【開校に向けた事業イメージ】



## 4 今後の小中一貫教育の展望

北区の小中一貫教育の更なる充実・発展に向けて、「施設一体型小中一貫校」の設置をはじめ教育施策を展開していくことで、「教育先進都市・北区」の推進を図ります。

北区における小中一貫教育は、基本的考え方をまとめた第1段階、モデル事業を実施した第2段階、そして全校実施となった第3段階を経てきました。今後は、第4段階として内容の質的向上に努め、より一層の充実を図るとともに、施設一体型小中一貫校の設置という新たな展開を踏まえ、北区の小中一貫教育の更なる充実と発展を推進していきます。

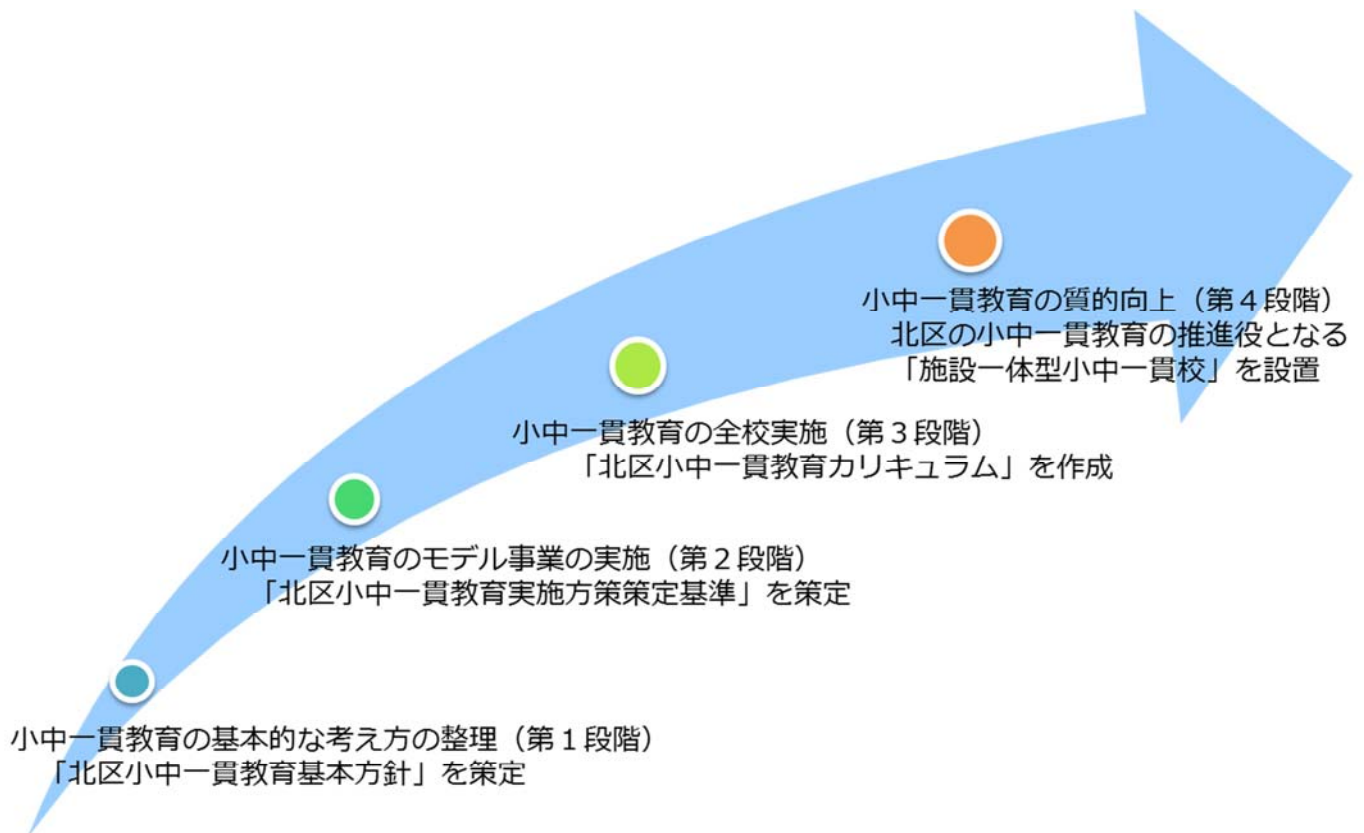
施設一体型小中一貫校の教育内容の検討に合わせて、現行の小中一貫教育の改善方法等についても適宜検討し、可能なものは実施していきます。また、新たに学校を改築する際には、施設一体型小中一貫校（義務教育学校）や、現在の学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育の発展型としての施設分離型小中一貫校（義務教育学校）設置の可能性についても検討します。

施設一体型小中一貫校の設置後はその成果を検証し、研究発表や教員対象の研修会等を通じて、他のサブファミリーの小中一貫教育への活用を図ります。そのための仕組みづくりについても検討を行います。

小中一貫教育は、小学校、中学校だけで完結するものではなく、就学前教育との一体化はもとより、中学卒業後の子どもたちを見据えて取り組むことが重要です。保護者はもとより、幼稚園、保育園、児童館（子どもセンター、ティーンズセンター）などの関係機関、町会・自治会、青少年地区委員会などの地域団体、さらには高校や大学、企業なども含め、まさに地域が一体となって連携、協力し、子どもの発達段階に応じた教育を推進していきます。

このような視点から、更に地域との連携強化を図るため、学校評議員制度やコミュニティ・スクール制度のサブファミリー単位の活用、サブファミリーを意識したPTAや学校支援地域本部（学校支援ボランティア）活動の推進などについて、検討を進めていきます。

【北区の小中一貫教育の更なる充実と発展に向けて】



# 北区立施設一体型小中一貫校 設置基本方針

刊行物登録番号 28-1-119

発行年月 平成29年2月

発行 北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課  
〒114-8546 北区滝野川2丁目52番10号  
電話 03-3908-9279